

高齢者世帯宅へのエアコン整備補助金の創設について

1 趣旨

住宅における高齢者の熱中症等の健康被害を防止し、高齢者の安全かつ安心な生活を支援するため、家庭用エアコンを有しない住宅に居住する高齢者世帯に対し、家庭用エアコンの購入及び設置に要した費用の一部を補助するものです。

◎高齢者世帯：満65歳以上の高齢者のみで居住する世帯。ただし、生活保護法の規定による被保護者の属する世帯は除く。

2 補助対象者

申請年度において、現に使用可能な家庭用エアコンを有しない住宅において新品の家庭用エアコンの購入及び設置をする高齢者世帯に属する者であって、次のいずれの要件も満たすものとしします。ただし、1世帯につき1台に限ります。

- (1) 町内に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 世帯に属する全ての者が住民税非課税であること。
- (3) 世帯に属する全ての者に町税等の滞納がないこと。
- (4) 賃貸住宅に居住する者にあっては、設置について家屋所有者から同意を得られていること。

◎町税等：町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

3 補助対象とする家庭用エアコン

- ・天井、壁、窓枠等に固定して設置する家庭用エアコンで新品のもの。
- ・令和4年4月1日以降に購入及び設置したもの。

4 補助金の額

家庭用エアコンの購入及び設置に要した費用とし、5万円を上限とします。

5 申請方法

- ①エアコンを購入する前に補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請【申請者】
- ②申請内容を調査・審査し、補助対象と認める場合は補助金交付決定通知書を通知【町】
- ③エアコンを購入・設置し、補助金請求書に必要な書類を添えて提出【申請者】
- ④補助金を交付【町】

6 補助対象期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

7 町民への周知について

- ・広報あみ7月号お知らせ版(7月8日発行)へ掲載
- ・町ホームページへ掲載、あみメール配信
- ・民生委員・児童委員、阿見町地域包括支援センター、阿見ケアマネ会等への情報提供

8 予算措置について

令和4年第2回定例会へ補正予算を計上

- ・補助対象者数(見込み) 高齢者世帯 5,000世帯×1%=50世帯
- ・6月補正予算計上額 2,505,000円
 - (内訳) 補助金 50,000円×50件=2,500,000円
 - 役務費 郵便料(交付決定通知)84円×50件=4,200円
 - 合計 2,504,200円
- ・財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

9 問い合わせ先

阿見町保健福祉部高齢福祉課 担当:浅野、真島

電話 029(888)1111 内線140、743